

皇居で神輿を担げるか？

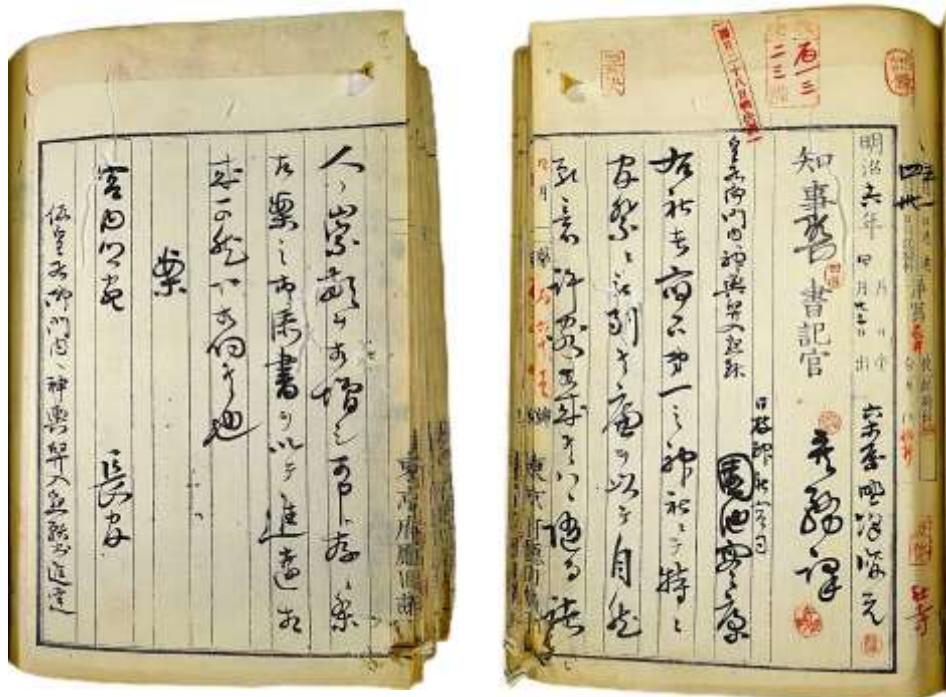
東京府文書「日枝神社宮司園池実康より皇居御門内へ神輿昇入願指令」『回議録・社寺雜件・2冊』(社寺掛) 1月(ヨリ6月) 明治16年 請求番号: 613・B6・04

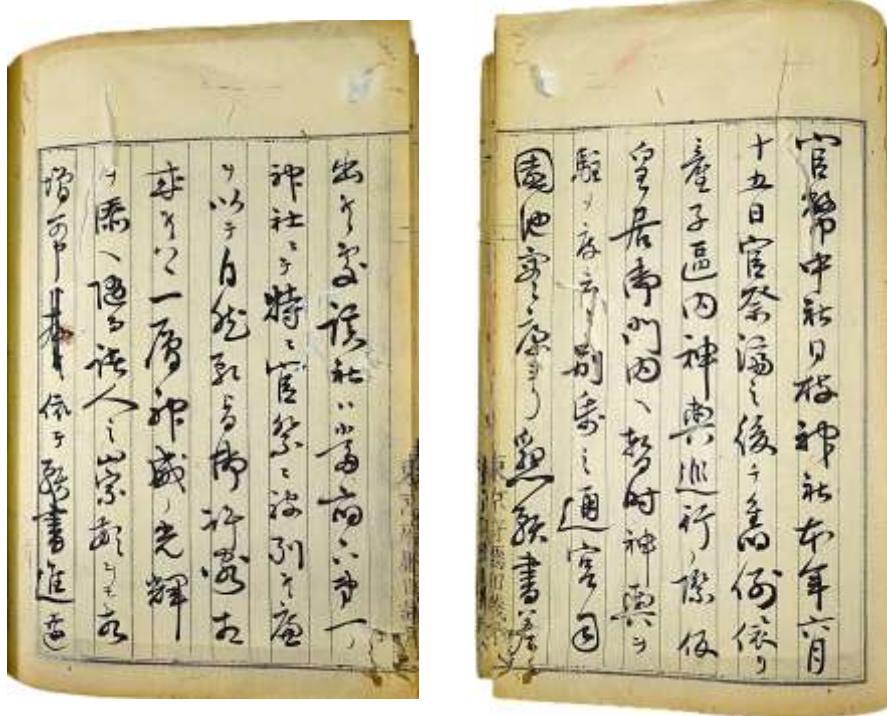
東京府文書「日枝神社宮司園池実康より皇居御門内へ神輿昇入願指令」
『回議録・社寺雜件・2冊〈社寺掛〉1月（ヨリ6月）』 明治16年

「江戸の三大祭」といえば、神田神社の神田祭、日枝神社の山王祭、富岡八幡宮の深川祭のことですが、このうち江戸幕府直轄のもと祭事を盛大に行つた「天下祭」（「御用祭」とも）に数えられるのは、神田祭と山王祭です。そして山王祭は、京都の祇園祭、大阪の天王祭（ぎおんまつり）と祭事を盛大に行つた「天下祭」（「御用祭」とも）に数えられるのは、神田祭と山王祭です。そして山王祭は、京都の祇園祭、大阪の天王祭（ぎおんまつり）

神祭とならび「日本の三大祭」にあげられる国内屈指のお祭りです。

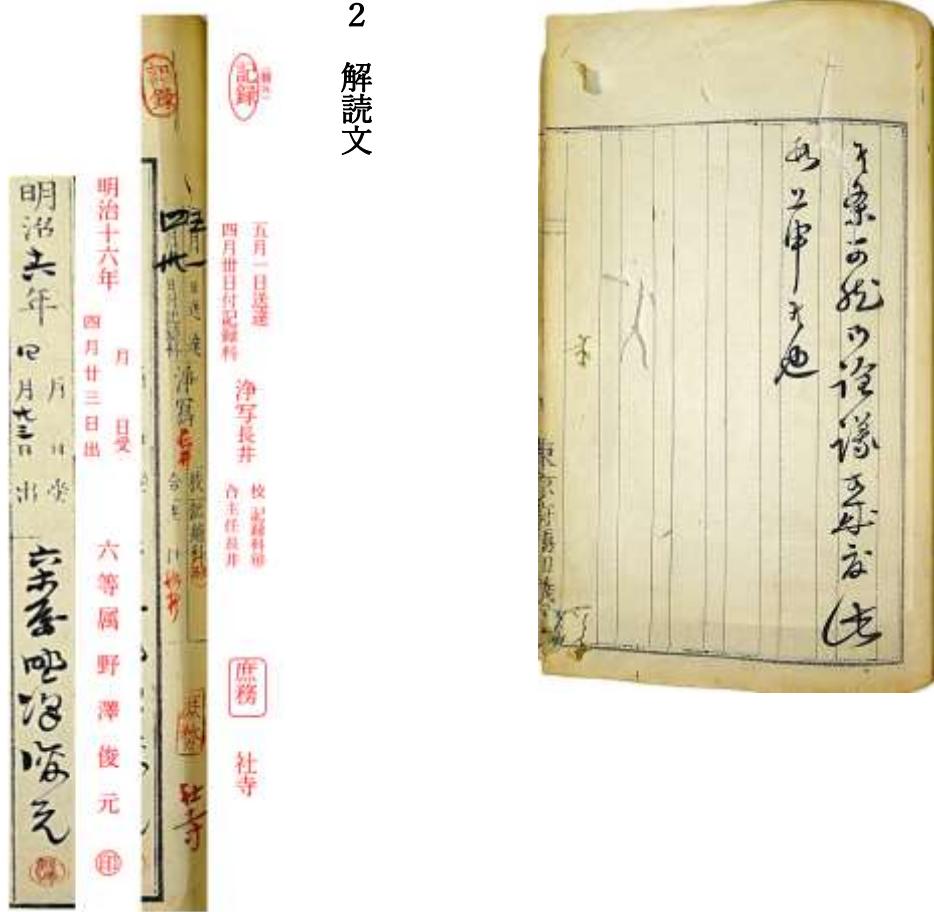
今日は、その山王
祭の神輿に関する史
料を読んでいきま
す。





2

解説文



2

ヲ以テ自然願旨御許容相

以テ自ら申候ハレ一層神威ノ光輝

ヲ添へ隨而諸人之崇敬ヲモ相

候條可然御詮議相成度此

候條可然御詮議相成度此

ノ申候也

ノ申候也

段上申候也

3 読み下し文

記録

五月一日送達
四月三十日付記録科

淨写
長井
合
校
記録科
印

庶務
社寺

知事

（芳川顯正）

印書記官

印庶務課印

明治十六年四月二十三日 出 六等属野澤俊元印

皇居御門内へ神輿昇入懇願 日枝神社宮司 園池実康
右社は府下第一の神社にて特に
官祭に列せられ候廉をもつて自然
願意許容相成候はば、隨て諸
人の崇敬を相増し申すべきと存じ候条
左案の御添書をもつて進達相
成りしかるべきや、相伺い候也

案

宮内卿宛

（東京府知事）
長官

仮皇居御門内へ神輿昇入懇願書進達
官幣中社日枝神社本年六月
十五日官祭済の後ち旧例に依り
産子区内神輿巡行の際、仮
皇居御門内へ暫時神輿を
駐めたき云々、別紙の通り宮司
園池実康より懇願書差
出し候ところ、該社は当府下第一の
神社にて、特に官祭に列せられ候廉
をもつて、自然願旨御許容相
なり候はば、一層神威の光輝
を添え、隨て諸人の崇敬をも相
増し申すべし、依て願書進達
候条しかるべき御詮議相成たく、この

段上申候也

4 資料解説

この資料は、明治十六年（一八八三）四月十九日に、日枝神社宮司園池実康（一八五七～一九二八）から、宮内卿徳大寺実則への出願届を受けて、府の庶務課社寺係の野澤俊元が、四月二十三日に起案した宮内卿宛て東京府進達案の回議書です。園池の願書は、日枝神社の山王祭で「仮皇居正門内」へ神輿を担ぎ入れたいという内容で、野澤は、この願書に対する府の添状案を作成し、宮内卿への進達の可否を伺っています。なお、本資料がまとめられている『回議録』とは、人民の願書伺書等で、上局の指揮を得て処理を完結した文書を編綴したものです。

この文書の欄外には、「要決」の印が見えますが、これは、知事、書記官（知事に次ぐ職）の裁決が必要とされた文書に押されます。そして、「四月二十八日判決済」の印、さらに、知事芳川顯正の花押、書記官の印があり、知事、書記官がこの文書を決裁したことが分かります。すなわち、園池の願書の宮内卿への上申が許可されたのです。

野澤が作成した添状案には三つの理由を挙げて、六月十五日の山王祭に仮皇居内への神輿渡御について、「しかるべき詮議」してほしいと、許可を求めています。その理由とは、第一に「旧例」があること、第二に日枝神社が「東京府下第一の神社」であること、第三に山王祭が「官祭」であること、です。そして仮皇居内へお渡りがなされれば、日枝神社はさらに崇敬を集めることができると結んでいます。

それでは、なぜこれらの三つが理由に上げられたのでしょうか。そ

の前に神輿渡御の希望の地である当時の皇居について確認しておきましょう。

江戸城は幕末に本丸、二の丸が焼失して再建されなかつたため、皇居は旧西丸にあります。

りましたが、明治六年（一八七三）五月五日の火事により焼失してしまいました。そのため、明治二十一年（一八八八）十月に新しい皇居が完成するまで、旧紀伊藩邸の赤坂離宮を「仮皇居」にしました。園池宮司が「仮皇居正門内」と記したの

は、現在の迎賓館東門に当たります（下図参照）。

さて、日枝神社は、太田道灌が江戸城を築城した時に城内に設けた小



「赤坂仮皇居及太政官真景」東京都立中央図書館所蔵 請求記号:新収和書一別 132

さな山王社の社を、徳川家康が江戸城の鎮守と崇めてから、「徳川歴朝の産神」、「江戸郷の鎮守」などと呼ばれて崇敬を集めっていました。また明治十五年（一八八二）一月には、東京府が管轄する府社から、国の管轄する官幣社に昇格しました。官幣社には、大、中、小の社格があり、日枝神社は官幣中社でした。なお、東京府へ願い出た園池実康は、公家出身で、日枝神社が官幣中社になつた月に宮司に任官しました。

余談になりますが、日枝神社が官幣中社に昇格したことをうけて一月二十七日に宮司になつたばかりの園池は、翌二月二十三日に山王祭の日を六月十五日に定めるように政府に上申し、これが認められています。ただし、旧暦新暦を問わず、山王祭が六月十五日に行われるのは古来から一貫しており、それをあえて政府に申請したのは、例祭日に、政府公認のお墨付きを得たためだったといえます。

第二、第三の理由の根拠は、將軍家の庇護をうけ「江戸郷の鎮守」ともされる由緒を持ち、そして直近で官幣中社に昇格したことでした。さらに第一の「旧例」について確認しましょう。

江戸時代、山王祭では江戸城内に神輿渡御が行われていました。一説には、江戸城内で神幸祭が初めて行われたのは、二代將軍秀忠の治世の慶長二十年（一六一五）六月十五日ともいわれています。幕末をのぞき歴代の將軍たちは、城内に設けられた御覽所（おもに吹上）で神輿や山車のお練りを上覧していました。しかし明治に入ると、ルートが変わり神輿は入城しなくなりました。つまり、將軍の居城で神幸を行い、それを將軍が見物していた「旧例」があつたのです。園池宮司の宮内卿宛願書には「思召をもつて御遙拝あられ」と、天皇の上覧も具申されていました。

さて、本添状とともに宮内卿へ上申された日枝神社の願い出は叶つたのでしょうか。残念ながら仮皇居への神幸は認められませんでした。「詮議に及ばれ難」きじが宮内省より指令され、宮内省では、詮議として取り合うことのない出願だつたのです。不許可の理由は不明ですが、「府下第一の神社」であつても、前政権の「徳川歴朝の産神」という由緒が影響していたとも推察されます。

園池が願書に記したように、実現していれば、官幣社の威儀を世に広く示すのはもちろんのこと、山王祭に参加する産子氏子衆といった住民にとつても晴れがましいことで、それはそれは盛り上がるお祭りになつたことでしょう。もちろん、現在の山王祭も大変盛大なお祭りですが。

お祭りを盛り上げることで、社格を厳かにしようとする神社の精力的な活動がみえる史料でした。

【主要参考文献・資料】

- ・「明治十五年一月二十七日 神官新任 日枝神社宮司 従五位 園池実康」『神官進退住職進退社寺創建合併教院、神官住職病死 〈社寺掛〉明治十四年七月起』（請求番号：612・D6・11）
https://www.archives.metro.tokyo.lg.jp/detail?cls=collection_04&pkey=1004633
- ・『公文録 明治十五年・第百八十一卷・明治十五年四月～六月 宮内省』公〇三三八九二〇〇一〇〇三〇〇
- ・『大人名事典』第三卷 平凡社 一九五三年
- ・『日枝神社史 全』日枝神社御鎮座五百年奉賛会 一九七九年
- ・山中永之佑他監修『近代日本地方自治立法集成』I〔明治前期編〕

弘文堂 一九九一年

・村井益男『江戸城』中公新書 一九九六年

・東京都公文書館 都史紀要四十一『明治期東京府の文書管理』11〇一
三年

【資料情報】

東京府文書「日枝神社宮司園池実康より皇居御門内へ神輿昇入願
指令」『回議録・社寺雜件・2冊〈社寺掛〉1月（ヨリ6月）』明
治16年（請求番号：613・B6・04）

https://www.archives.metro.tokyo.lg.jp/detail?cls=collection_04&pkkey=435430